

原議保存期間	3年（平成31年3月31日まで）
有効期間	一種（平成31年3月31日まで）

各管区警察局長
 警視庁公安部長
 各道府県警察本部警備部長
 各方面本部警備課長
 殿

警察庁丁公発第35号
 平成28年3月2日
 警察庁警備局公安課長

オウム真理教による一連の凶悪事件の風化防止対策等の推進について

オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在も主流派と上祐派を中心に活動しており、両派とも依然として、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）及び同人の説く教義を存立の基盤とし、組織の維持拡大に向けた活動を活発化させ、近年、地下鉄サリン事件を始めとする一連の凶悪事件の記憶が希薄な青年層を中心に、年間100人以上の信者を新たに獲得するとともに、集中セミナー等を開催して高額な布施を徴収するなど多額の資金を獲得し、資産を増加させている。

他方、地下鉄サリン事件から20年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念されるところである。

こうした現状を踏まえ、これまで「オウム真理教による一連の事件の風化防止対策等の推進について」（平成24年9月14日付け警察庁丁公発第159号。以下「旧通達」という。）に基づき諸対策を推進中のところ、新たに本通達のとおり実施することとしたので、各都道府県警察にあっては、その趣旨を踏まえ遺漏なきよう推進されたい。

なお、本通達の発出により、旧通達は廃止する。

記

1 風化防止対策等の推進

(1) 教団の現状等に関する広報活動

教団は、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、いわゆる団体規制法に基づく観察処分に付されており、教団の本質に変化がないと認められることなどの実態について、平素から警察業務に係る各種会合等の機会を通じて積極的に広報すること。また、一連の凶悪事件の発生日を中心に、事件の風化防止を目的とした時機を捉えた効果的な広報を実施することにも配意すること。

(2) 警察の取組状況等に関する情報発信

教団の組織的違法行為に対する検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して積極的に情報発信し、理解と協力を求めること。

(3) 地方自治体その他の関係機関との連携

管内に教団施設を有する都道府県警察は、各種機会を通じて、地方自治体その他の関係機関との連携を図り、一連の凶悪事件の風化防止等に係る施策を実施すること。

(4) 警戒警備活動の実施

管内に教団施設を有する都道府県警察は、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺における警戒警備活動を実施すること。

2 留意事項

(1) 部内教養の徹底

警察職員、とりわけ教団による一連の凶悪事件の発生以降に採用された職員に対しては、幹部自ら、教団が武装化し、一連の凶悪事件を引き起こした経緯や現在もその本質に変化がないことなどについて、教養を徹底すること。

(2) 実施結果の報告

本通達に基づき実施した各種取組の結果については、警察庁警備局公安課（特殊組織犯罪対策室）宛てに報告すること。